

令和5年第20回教育委員会議事録

令和5年12月13日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和5年12月13日（水）午後2時00分～午後2時34分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 白石 高士 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

委員 前田 小百合

出席説明員 事務局次長 岡本 勝実 教育政策担当部長 佐藤 正明
学校整備担当部長 教育人事企画課長

生涯学習担当部長 関谷 隆 庶務課長 渡邊 秀則
学校ICT担当課長

学務課長 松下 美穂子 特別支援教育課長 正富 富士夫
就学前教育支援センター所長

学校支援課長 木下 宏純 生涯学習課長 本橋 宏己

済美教育センター所長 古林 香苗 済美教育センター統括指導主事 加藤 則之

済美教育センター統括指導主事 保土澤 尚教 済美教育センター教育相談担当課長 鈴木 壮平

中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 法規担当係長 岩田 晃司 担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 2名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第95号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第96号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第97号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第98号 杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第99号 杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第100号 教育財産の用途廃止について

(報告事項)

- (1) 令和6年度学校給食調理業務委託新規実施校について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目次

議案

議案第95号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第96号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第97号	杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	5
議案第98号	杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則	6
議案第99号	杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第100号	教育財産の用途廃止について	8

報告事項

- (1) 令和6年度学校給食調理業務委託新規実施校について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

教育長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和5年第20回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に前田委員とのご指名がございましたので、よろしくお願いをいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案6件、報告事項3件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、勤勉手当に関する規定の整備として関連がございますので、次に申し上げます2議案を一括して上程いたします。日程第1、議題第95号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第96号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、以上2議案について、私からご説明を申し上げます。

区議会に提出いたしました給与条例の議案におきましては、人事委員会勧告のとおり、職員の特別給について年間の支給月数を0.1月引き上げ、この引き上げ分につきましては、管理職員以外の職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当及び勤勉手当に均等に配分するものであります。この給与条例の一部改正と同様に、勤勉手当の支給割合を改める必要があることから規則を改正するものでございます。

初めに、議案第95号の幼稚園教育職員の規則改正についてご説明いたします。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧ください。第4条の支給割合の規定におきまして、職員の勤勉手当については年間の支給月数を0.1月、管理職員の勤勉手当につきましては年間の支給月数を0.05月引き上げるほか、定年前再任用短時間勤務職員につきましても記載のとおり支給月数を引き上げるものでございます。

1ページお戻りいただきまして、議案をご覧ください。附則でございます。この規則は公布の日から施行するほか、改正後の規定は令和5年

12月1日から適用することを定めてございます。また、附則3項におきましては、必要な経過措置を定めてございます。

次の議案第96号の区費教員の規則改正につきましても、幼稚園教育職員と同様の改正を行うものでございます。

最後に、いずれの議案につきましても、幼稚園教育職員及び学校教育職員の給与条例の規定に基づく特別区人事委員会の承認及び地方自治法の規定に基づく杉並区長の同意を得ております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

教育長 確認ですけれども、区費教員の改正するものというのは、都費に準じているということによろしいですか。

庶務課長 給料は準じていますが、勤勉手当などは幼稚園教育職員に合わせています。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことについて異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第95号及び96号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第95号及び96号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第3、議案第97号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、引き続き私の方からご説明を申し上げます。

区費教員の給料月額や特別給などの給与につきましては、同一職場における同一の職務内容であることなどから、都費負担の教育職員と同等程度としているところでございます。この度東京都の学校職員の給与に

関する条例の一部改正により、初任給及び若年層の給料月額が引き上げられたところがございますが、給料の調整額は給料月額を基に算定されていることから、都費負担の教育職員の給料の調整額の一部についても同様に引き上げられたところがございます。このことに伴いまして、区費教員の給料の調整額につきましても同様に改めるものでございます。

改正の内容でございますけれども、議案に添付しております新旧対照表をご覧ください。別表1は特別支援学校に勤務する職員の給料の調整額を、別表2は特別支援学級の授業を担当する職員の給料の調整額を示しております、それぞれ記載のとおり改めるものでございます。

最後に、附則でございますけれども、議案を最初のページから2ページお進みいただきまして、この規則は公布の日から施行することとし、改正後の給料の調整額の引上げは令和5年4月から適用するものでございます。

なお、この議案につきましては、条例の規定に基づき、特別区人事委員会の承認を得ております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第97号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第97号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、学校施設使用料条例の改正に伴う規定の整備として関連がございますので、次に申し上げます2議案を一括して上程いたします。日程第4、議案第98号「杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第99号「杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、以上2議案につきまして、私からご説明を申し上げます。

区におきましては、温水プールに係る一般使用の際の使用料の納付につきまして、プリペイドカード方式による使用券を廃止し、専用のIC

カードに変更するため、先般、学校施設使用料条例等の一部を改正したところでございます。この条例改正に伴いまして、使用料の徴収時期の特例、ICカードの様式などについて定める必要があるため、これらの規則を改正するものでございます。

はじめに、議案第98号の学校施設使用料条例施行規則の改正内容につきましてご説明をいたします。議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。

使用料につきましては、使用許可の際に徴収することを原則としておりますが、今回の条例改正では、「これにより難しい場合は規則で定めるところによる」と規定したところでございます。このことから第5条に使用料の徴収時期の特例として、「使用許可の前に、あらかじめ使用料を納付し、学校施設使用券の交付を受けたとき」などを定めるものでございます。

続きまして、議案第99号の杉並第十小学校温水プール管理運営に関する規則の改正内容につきましてご説明を申し上げます。議案の最後に添付いたしております新旧対照表の1ページをご覧ください。

第6条第1項におきまして、ICカードは杉並区体育施設等に関する条例施行規則第14号様式によるものと定めるものでございます。第2項はICカードに記録された利用可能金額の有効期間は、最後にICカードを使用した日などから起算して5年間とすることを定めるものでございます。

第7条はICカードに記録される利用可能金額の上限を1万5,000円とするほか、第7条の2から第7条の5までの規定は、ICカードの利用に関し、必要な事項を定めるものでございます。

新旧対照表、2ページをご覧ください。第7条の6の規定は、使用料徴収時期の特例として、使用許可の際に使用料を徴収し難しい場合として、条例第2条第4項の規定により、ICカードに利用可能金額をチャージした時などを定めてございます。

また、制定附則の第2項におきましては、プールに係る一般使用の際の使用料の納付に現行のプリペイドカード方式による使用券を使用することができる期間を令和7年9月30日までと定めてございます。

次に、様式の改正でございますが、ICカードは杉並区体育施設等に関する条例施行規則の様式によることとしたことから、第5号様式を削

るものでございます。

最後に、規則の施行期日でございますけれども、いずれの規則につきましても条例の施行期日に合わせて令和6年1月5日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

それでは、特にないようでございます。教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議はございませんので、一括して議案の採決を行います。議案第98号及び第99号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第98号及び第99号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第6、議案第100号「教育財産の用途廃止について」を上程いたします。

それでは、中央図書館長からご説明を申し上げます。

中央図書館長 教育財産の用途の廃止についてでございますけれども、それでは、議案の2枚目をご覧ください。

教育財産の用途廃止についてですけれども、これは現在永福図書館が入っております永福三丁目の複合施設内の保育所を令和6年度から民営化し、区長が保育所の運営事業者に貸し付けることから、土地の管理を中央図書館から経営課に引き継ぐ必要があるため、教育財産としての用途を廃止するものでございます。

廃止する財産につきましては、資料に記載のとおりでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでございます。教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第100号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第100号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、続きまして、報告事項の聴取を行いますので、事務局から説明をお願いします。

庶務課長 それでは、報告事項の1番「令和6年度学校給食調理業務委託新規実施校について」、学務課長からご説明を申し上げます。

学務課長 私からは、「令和6年度学校給食調理業務委託の新規実施校について」、ご説明させていただきます。

学校給食調理業務につきましては、杉並区区政経営改革推進計画第1次計画に基づいて、調理職員の退職状況を踏まえて民間への委託を進めているところでございます。令和6年度は資料の1、2にございますとおり、新たに1校の委託を計画してございます。

2のところへ新規委託校を載せておりますけれども、令和6年4月1日からの新規委託は泉南中学校を計画しています。これによって令和6年度には小学校36校、中学校23校の計59校が委託ということになります。

続きまして、3の「選定理由」でございますが、杉並区学校給食調理業務運営改善検討会の報告を踏まえまして、調理職員の状況や施設設備の整備状況、栄養士の配置状況などを総合的に考慮して、新規委託校を決定したものでございます。

最後に、今後のスケジュールですが、令和6年1月に学校向けの説明を行い、2月に事業者の決定、3月に保護者説明会を実施する予定でございます。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明内容につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

久保田委員 ご報告ありがとうございました。学校給食調理業務については退職不補充という形で、長い年月をかけてここまで委託が進んで

きたのだなという、そんな思いを今、抱きました。

今後の見通しというか、その辺が一つと、それから、実際現時点でどれぐらいの業者さんが各学校に入っているのか、そして、三つ目に、今年度というか、最近の学校給食の現状というか、何かまた問題点等があるようでしたら、分かる範囲で教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

学務課長 ご質問、ありがとうございます。

まず、1点目の今後の見通しということですが、こちら退職不補充ということになりますので、現時点で大分調理職員の方の年齢も上がってきているということはございますけれども、退職がどれぐらい出てくるかといったことが、まだはっきりと分かるものではございませんので、そういったことも踏まえまして検討していきたいと考えているところです。

また、現在の事業者の数ということなのですが、今、全校で21事業者に委託をお願いしているところでございます。

それから、問題点ということで、委託でということに限ってではございませんけれども、今後無償化も始まる中でよりよい給食、質の低下を起ささないように、よい給食を提供するということを引き続き進めたいと考えております。

久保田委員 ありがとうございます。これからもより充実した学校給食、よりよい学校給食に向けて取組を、よろしくお願ひしたいと思ひます。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。

前田委員 ご報告ありがとうございます。私も保護者として給食運営委員会で試食などさせていただいたのでありますが、とてもおいしい給食で、「子どもがこういうのを食べているんだな」というのを知るすごくいい機会だったなと思ひています。

また、すごく給食を楽しみにしながら行く子どもがいたりですとか、やはりみんなで同じものを食べる体験、例えば納豆を食べる時に自分は平気だけれども友達はこんな反応するのだみたいなそんな話なんかを聞きながら、家庭でいろいろな話が聞けるのがうれしいなと思ひています。

あと、栄養士の方が教室に出て献立の説明をしてくれたりですとか、残ったご飯をおにぎりにしてくれるおにぎり給食があったりですとか、すごく栄養士の方と子どもたちの交流があつて、どんな人が作ってくれ

ているのかなというのを知ると、すごく食べる気持ちが湧いて、皆さん、残さず食べようという気持ちになるというのもすごく給食のすばらしい体験だなと思っております。

それでなのですけれども、今回委託することによって、例えば栄養士の方がなかなか外に出て子どもたちと触れ合うことが難しくなるのではないかという声もちょっと聞いたことがあります。委託によって変わることがあるのかというのをちょっとお聞きしたいのと、あと、今後も全てを委託していくのかというところですね。委託によって何か失われるものがあるのではないかとちょっと心配するのもあります。そこら辺のお話をお聞かせいただけたらうれしいです。

学務課長 ご質問、ありがとうございます。まず、栄養士さんが委託によって給食指導ですとか、そういったことがしづらくなるのではないかということについてなのですけれども、これについては、栄養士は東京都で採用の栄養士だったり、区で採用の栄養士だったり各校に1名ずつ配置されておまして、委託になっても調理師とは連携を取りながら給食を作っていく。それから、給食指導については、今までどおり教職員の先生方ですとか、あとは栄養士さん、そのほかにも学校の生活に携わる様々な方に機会を見て協力を頂くというようなことで、引き続き進めていくとしておりますので、そこについては影響ないものと考えております。

それから、今後全ての学校で委託をするかということについてですけれども、こちらについては、今後、また検討しながらという形になるかどうかと思っております。

前田委員 ありがとうございます。結構学校によって同じようなメニューを作っても味が違うとか、何か違うということも聞いたりもして、よりよい給食体験というのが、すごくこれは日本の財産だと思いますので、そういうのが保たれるといいなと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。

伊井委員 この度泉南中学が民間委託になるということで、こちらの業者の方は、これまでも杉並区で委託されて実際にお仕事をしていただいているところなのかということをお尋ねしたいのですが、いかがでしょうか。

学務課長 委託業者については、今後、今お示ししたとおり2月に事業者の方が決定することになるのですけれども、この事業者については、指名競争の入札の資格があるところで決まっていく形になります。そういった資格があって、今は給食の調理業務を受託していない業者というのがありますので、そちらが入札の結果で選定されると、そちらになるという可能性はございます。

伊井委員 業者さんによって、さっき前田委員もおっしゃられましたけれども、やはりこういう時期になると感染症の流行とかがあるので、その業者さんの人が足りなくなった時とか、状況によって、近隣の学校から派遣していただける方で十分にカバーできるかとか、そういった対応をやはりしていただくような、急なことでいろいろあると思いますが、そういったところも是非観点の一つとして選んでいただけたらいいなと思います。よろしく願いいたします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、報告事項1番につきましての質疑は終了させていただきます。

続きまして、報告事項2番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明を申し上げます。

学校支援課長 私からは杉並区学校運営協議会規則の規定に基づきます「学校運営協議会委員の任命について」、ご報告いたします。

今回任命されますのは、小中学校合わせて6校、16名となっております。任期は令和6年1月1日から令和7年12月31日までの2年間です。

私からの報告は以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

教育長 この中に公募委員の方が何人かいらっちゃって、この公募、広報すぎなみとかで、やりませんかと募集しているじゃないですか。大体倍率はどのぐらいのものなのですかね。学校によっても多分違うとは思うのですけれども、大体何倍ぐらいというものは、お答えできたら教えてください。

学校支援課長 なかなか通常の職員採用といった形ともまた違うところもございまして、一律に形式的な倍率ということでは今、私の手元に

持ってございませんが、感觸的には2倍とかそんなことはございませんで、1. 数倍と、1点台の前半だろうというようなところでございます。

教育長 どこも人材不足だなと思います。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。

前田委員 学識経験者の方や校長推薦とか幾つか背景がある方がいらっしゃると思うのですけれども、こういう人に来てほしいとか、何かそういう選定基準みたいなものがあるのかというのを教えていただけますか。

学校支援課長 選定基準ということで申しますと、まさに学識経験者ということでいうと、何か特定の学問ということではございませんので、様々な観点から学校と地域が連携して教育、子どもたちによりよい学校を作っていくためにはどうしたらよいかというのを一緒に考えていただける方といったような、まさにそういった観点であろうかなと思います。

前田委員 それは公募の方も同じような観点で、応募された方がちょっととなった時、例えばその方1人しか応募がないとなった場合はどのような判断をされているのですか。

学校支援課長 実際に全ての枠が埋まっているということではございません。例えば1人の欠員があった時に公募の方が残念ながらあまりふさわしくないと仮になった場合、無理にそこを埋めるということはありません。

前田委員 分かりました。人材がなかなか集まらなくて難しいというのがよく理解できました。ありがとうございます。

對馬委員 今回1期目の方が5人ぐらいいらっしゃいますけれども、全体は結構人数がいると思うのですけれども、20代、30代とかのお若い方は今回いらっしゃるのでしょうか。

学校支援課長 全体で申しますと、20代の方、30代の方、ございます。20代の方は大学生の方、あと、やはりそのの学校を卒業された方で声をかけられてやってみようといった方がございます。

ただ、全体としては、平均年齢は60歳超となつてございますので、決して多いわけではございませんが、そういったところも、学校支援課としても少しでも広がっていければなと思つているところでございます。

教育長 今回の中では。

学校支援課長 今回はそういった20代、30代の方はございません。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、報告事項2番につきましての質疑は終了いたします。

続きまして、報告事項3番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認」につきまして、生涯学習推進課長からご説明を申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは令和5年11月分の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、ご報告をいたします。

11月分の合計は全体で23件でございます。定例・新規の内訳は、定例が22件、新規が1件となっております。共催・後援の内訳は、共催が6件、後援が17件となっております。私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

前田委員 ちょっと分からないので教えていただきたいのですが、これを許可することで、どういうものであれば許可をするというか、こういう催しをしていただきたいみたいな、何かそういう目的というか、そういうものはあるのでしょうかというのの一つと、もう一つは、今、件数がありますけれども、これが何件ぐらいあったらいいとか、そういう目標値があったりするのかどうかというのを教えてください。

生涯学習推進課長 まず、目標数値というのはございません。それで、各所管によって、いわゆる求めているものは違うと思っておりますけれども、例えば生涯学習推進課でいえば、いわゆる区民の学びを支援するような中身であるということが後援する理由になります。共催はまたお金や人も出すという形なのであまりないですが、後援名義はその生涯学習推進課が進めているという事業、学びという目的に合致しているかどうか、そういう基準に添って、細かくは何項目も基準がありまして、それに合致しているということであれば、承認するということでございます。

前田委員 ありがとうございます。いろいろ催しがあるな、音楽が多いなどか見ながら思っていたのですが、では、特にこういうのがいいなというのは、皆さんの中でお持ちというよりは、申請していた

だいたいのものがその項目に合致しているかどうかを確認して、承認されているということですか。分かりました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

伊井委員 だんだん活発に催しがあるようになったなという印象ですが、5月にコロナが5類になって、その辺りからいろいろなこういった事業が開催されるようになったのですが、一時すごく件数が減った時期があったのですが、その時からするとまあまあ回復してきたようなイメージですかね。今、現状としていかがでしょうか。

生涯学習推進課長 こちらの一覧表を見ていただいても、いわゆる前年度、令和4年度の4月から11月分の合計数字が138件、これが今年度につきましては173件に回復しているというか増えておりますので、前に近づいてきたということは明らかに言えると思います。

ちなみに、令和元年度、いわゆるコロナ禍前の4月から11月分の合計数値は191件となっていますから、コロナ禍前の数字まで戻っているかという点はまだ完全には戻っておりませんが、徐々にではありますけど、コロナ禍前に戻ってきているのは間違いないと言えると思います。

伊井委員 ありがとうございます。区民の方々がだんだん自由に伸び伸びといろいろな活動で関わり合っていけたらいいなと思っております。

今回のではなくて、ちょっといつのだったかは記憶が曖昧ですが、オンラインの形での開催もあつたり、様々な形で皆さんが集う形を模索しているのかなと思いますので、いろいろな形をご支援いただいて、区民の方々がいつながりを持っていていただけるといいなと願っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、報告事項3番につきましても質疑を終了いたします。

報告事項は以上でございます。

教育長 それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

庶務課長、連絡事項がございましたらお願いします。

庶務課長 1点、前回の教育委員会で区長から意見聴取案件としてご審

議を頂き、可決となっておりました議案第92号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、先般開催されました区議会定例会におきまして、否決となりましたことをご報告させていただきます。

また、今後の教育委員会の開催予定でございますが、12月の後半は休会とさせていただきます、次回の教育委員会定例会につきましては、年明け1月10日水曜日、午後2時からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。